

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」並びに「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準」の一部改正に関するご意見の募集の結果について

1. 意見の募集方法

意見の募集期間：平成24年1月10日(火)～平成24年1月31日(火)

告知方法：厚生労働省ホームページ

提出方法：メール、FAX、郵送

2. 意見内容

お寄せ頂いた御意見について、以下のようにとりまとめましたので、公表いたします。なお、とりまとめの都合上、同趣旨のものは集約しております。

意見総数： 13,863件

「一部改正案に賛成」： 855件

「一部改正案に反対」： 13,008件

3. 本パブリックコメントの集計結果は、中央社会保険医療協議会に報告されます。

「一部改正案に賛成」

内容	意見件数
保険薬局の選択は、調剤や服薬指導の質で決められるべき。	195件
ポイント付与は実質的に一部負担金の減免にあたる。	189件
ポイント付与は医療保険制度の健全な運営を害する。	137件
ポイント付与は患者の誘導であり、不適切である。	55件
ポイント付与を認めると、保険医療の世界に過度の競争主義を持ち込んでしまう。	31件
ポイント付与の対象である保険調剤は公費で賄われており、不適切。	29件
ポイント付与は過剰なサービス。	23件
ポイントの付与は被保険者間に不公平さを生じさせる。	17件
その他の一部改正案への賛成意見	179件
合計	855件

「一部改正案に反対」

内容	意見件数
クレジットカード・電子マネーは禁止しないというのは、整合性がない。	2788件
ポイント付与をしているのは自己負担分なので、医療保険制度上、問題はない。	1557件
ポイント付与は生活者・消費者のメリットであり、それを禁止するべきではない。	1374件
ポイントは経済的に助かる、楽しみにしているので無くさないで欲しい。	1073件
ポイント付与は既に定着をし、急に辞めてしまえば、混乱が生じる。	648件
ポイント付与は面分業・セルフメディケーションに資するので、継続をすべき。	477件
ポイント付与を省令で禁止することはおかしい。憲法違反である。	431件
ポイント付与の禁止は民間企業の営業努力を阻害する。	382件
政府は一度ポイント認めたにも関わらず、ポイントを禁止することはおかしい。	230件
その他の一部改正案への反対意見	4048件
合計	13008件

【一部改正案に賛成】

○保険薬局の選択は、調剤や服薬指導の質で決められるべき

意見の内容
・ 保険薬局の選択はポイント付与の有無ではなく、適正な保険調剤を行い、良質な医療を提供していることでなされるべき。 ・ 保険薬局においては、ポイントによる利益で患者様に来てもらうよりも、患者のQOL向上を目指したサービスを提供することで来てもらうべき。 ・ 保険薬局はポイントの提供といった経済的付加価値によらず、正確な調剤、懇切丁寧な服薬指導の質を高め競い合うことで、患者から選ばれるべき。 ・ 消費者にとって必要なことはポイントがたまり、ポイントで買い物ができることではない。最も大切なことは正確な調剤、分かりやすい服薬指導、何でもすぐに相談できる地域に根付いた薬局がすぐ近くにあるということ。
等の同趣旨意見 <u>195</u> 件

○ポイントの付与は実質的に一部負担金の減免に当たる

意見の内容
・ 保険調剤に係る一部負担金について、支払の際のいわゆる「ポイント」の提供、及び「ポイント」の使用については、事実上の値引きであり、慎むべきである。医療費の一部負担金を減額することは、療担規則で禁じられており、違法である。 ・ ポイント制度はポイントの還元により商品等の購入が可能で、実質的な自己負担率の値引き行為である。 ・ 保険調剤にポイントを付与して、OTC商品等を買えるようにすることは、値引きに等しく、禁止するべき。 ・ 保険調剤等の一部負担金に物品のサービスであるポイント付与を流用することは、医療提供に対し、そぐわしくない。また、ポイント付与及びこれに係る経費は会計処理上販促費となり、健康保険法の禁ずる値引き行為にあたるものである。 ・ ドラッグストアの行っている調剤に独自のポイント加算を付けることは、本来の医療行為に関係のない行為であり、禁止すべき。ポイントが貯まれば値引きをするわけであり、それをうたい文句として、処方せん獲得を目的としたチラシを巻いているのが現状。
等の同趣旨意見 <u>189</u> 件

○ポイント付与は医療保険制度の健全な運営を害する

意見の内容
・ 保険薬局における健康保険事業の健全な運営を損なう恐れがある。 ・ ポイント付与する行為は、過剰な景品類の提供に繋がるなど保険薬局の本来業務という観点から見れば不適切であり、医療保険制度には馴染まない行為である。 ・ 保険調剤によりポイントを付与することは公的資金により個人にポイントが付与されることになる。ポイントがつくからという理由で医療機関にいかない状態であっても、受診するようになるかもしれない、そうなった場合はひっ迫している保険財政がますますひっ迫しかねない。 ・ ポイントを付与することは、保険診療、保険調剤の負担金で別の物を買うことと変わりが無い。ポイントを付与することが難しい小規模薬局はなんらかの商品を渡したりするようになるおそれがあり、健康保険事業が難しくなるおそれがある。 ・ エコポイント制度を見れば明らかなように、そもそもポイント制は消費を促すものである。医療保険にかかわる消費にポイント制が導入されれば、消費者に保険医療受診の機会を促してしまう結果になる。 ・ 本来はセルフメディケーションで済ましていたことでさえ、医療保険を使う治療を受ける結果になることを促しかねない。それこそ、軽度な医療の増大を起こせば、本来重度・高度・希少な医療に使われるべき財政を圧迫することになる。
等の同趣旨意見 137件

○ポイント付与は患者の誘導であり、不適切である

意見の内容
・ 保険診療の一部負担金にポイントを付与する行為については、安売りによる集客を狙った行為であり、保険診療に馴染まない。 ・ そもそも保険調剤は、公法上の契約であって、それ故に細部にわたり、一定のルール付けがなされている。「ポイント」は紛れもなく経済上のメリットを付与者、被付与者ともに前提としているものであって、そのポイント制度を保険調剤に適用するのは、一部負担金を免除して、患者を誘導する行為に他ならない。 ・ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の第二条の三に、「保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない」とされており、ポイント付与は「景品」で患者を誘導する行為と同じであり、健全な運営とは言えない。 ・ 「ポイントサービス」とは物品販売において、値引きの代替品であり、金券と同じ扱いに値いするものである。もともと保険調剤の一部負担金の値引きは禁止されている。患者の一部負担金に金券と同じ扱いの「ポイントサービス」をすることは、

実質的に患者に金銭を与えていることに等しい。このような行為は、公的な医療行為に経済上の利益を提供することで、患者の診療・調剤等の誘因を図るものである。

等の同趣旨意見 55 件

○ポイント付与を認めると、保険医療の世界に過度の競争主義を持ち込んでしまう

意見の内容

- ・ 経済上の利益提供により、患者を誘導されるような事態になれば、値引き競争、利益優先となり、患者の健康を後回しに考えられる可能性があり、結果として正しい治療が受けられず医療費の増大に繋がる恐れがある。
- ・ ポイント制が保険調剤等の一部負担金にも認められた場合、保険医療の安売りに繋がってしまい、今後患者は「良い医療」ではなく、「安価な医療」を選択する可能性も否定できない。
- ・ 大型店・チェーン店でのポイント制が許可されることになれば、小型店の開店、減少が進み、結果的には薬局の過疎化を招く。
- ・ ポイント制度が認められると過度の値引き競争が行われると考えられる。

等の同趣旨意見 31 件

○ポイント付与の対象である調剤報酬は公費で賄われており、不適切

意見の内容

- ・ ポイントの付与自体は、民間における物販に対するサービス行為であり、保険調剤という国の資金で運営される公的なサービスについては、馴染まない。
- ・ 公的な資金で運営されている保険調剤を一般のショッピングと同じレベルで考えるべきではない。従って、ポイント付与は妥当ではない。
- ・ 医療保険は税金とともに運用されているものなので、税の使い方として、一般的には勝手に一部負担金の支払い分にポイントを付ける等のことは許されるものではない。

等の同趣旨意見 29 件

○ポイント付与は過剰なサービス

意見の内容
・ 保険調剤の一部負担金にポイント付与をする行為については、保険調剤時の過剰な景品類の提供に繋がるなど、保険薬局の本来業務という観点から見れば、不適切もしくは過剰なサービス行為である。 ・ 保険調剤において、「ポイント」の付与は、健康保険法の中で違反とされている過剰なサービスによる受診及び必要以上の薬の処方につながる事が予想される。本来の医療活動をきちんとされている店舗よりおまけのつく店舗の方が得なような誤解が患者の一部で起きている。
等の同趣旨意見 <u>23</u> 件

○ポイント付与は被保険者間の不公平さを生じさせる

意見の内容
・ ある人にはポイント還付があり、別の人は受けられないことになると同じ保険料負担をしている人でもたくさん病気をして健康保険を多く利用する人ほどポイントで得をすることになるのではないかな。 ・ 保険調剤にポイントを付与するということは、大手ドラッグストアと小規模薬局との支払に差が生じることになり、公平な医療提供にはなくなる。ポイント欲しさに、大手ドラッグストアに行ける人が得をして、行けない人は損をするということになりかねない。 ・ 保険調剤に係る一部負担金へのポイントサービスについて、ポイントサービスを金銭の還付と考えたら、医療費を多額に使用した人により多く還付することになり、健康に注意している人ほど損をすることになる。
等の同趣旨意見 <u>17</u> 件

○その他の一部改正案に対する賛成意見

意見の内容
・ 保険医療において、ポイントが個人に付与されることに違和感を覚える。 ・ 調剤という行為は物販とは異なり、患者と医療者とのコミュニケーションにより適切なケアを選択するという風潮を醸成していくためにも、コストを追求するポイント制は廃止すべき。 ・ 薬局が個々に定めることのできるポイント付与については、薬局毎・もしくは日付により還元率が異なり（ポイント〇倍デー等）、保険診療における、全国一律サービスを著しく損ねてしまう。この点において、個々でポイントの付与率を決めることのできないクレジットカード支払いとは大きく異なる。 ・ 保険調剤は全国どこでも同じ自己負担金でなくてはならない。 ・ 病院、診療所ではポイントが付かないのに、薬局だけにポイントが許されるのは不公平である。調剤へのポイント付与が認められると診療台へのポイント付与を反対する理由が無くなり、保険医療制度の崩壊が危ぶまれる。
等の意見 <u>179</u> 件

【一部改正案に反対】

○クレジットカード・電子マネーは禁止しないのは、整合性がない

意見の内容
・ クレジットカード支払へのポイントが問題なく、現金払いへのポイント付与が認められないことは、現金利用者にとって不利益が生じるのではないか。 ・ 調剤のポイント付与を禁止するのなら、クレジットカード、電子マネーも中止にするべき。 ・ クレジットカードにおける決裁においては、クレジットポイントが自動的に付与されるシステムとなっているが、クレジットカードのポイントは認められるという矛盾があり、公平、公正にけるものであるのではないか。 ・ クレジット支払いでポイントが付くことは明白であり、それを容認しつつ、企業が負担するポイントカードを禁止するのは公平性・倫理観からも納得できない。
等の同趣旨意見 <u>2 7 8 8</u> 件

○ポイント付与をしているのは自己負担部分なので、医療保険制度上問題ない

意見の内容
・ 保険調剤の公費に対するポイント付与ではなく、消費者の自己負担（３割）にかかるポイント付与である。消費者の選択の自由を優先するべきであり、消費者視点を優先的に継続することが適当である。 ・ 国が負担している部分のお金ではなく、自分が支払っている部分についているポイントを禁止するのはいかなものか。 ・ 医療費の自己負担３割へのポイント付与は法律で可能となっているはずである。 ・ 自己負担金へのポイント付与は保険制度上も問題ないと認識している。 ・ そもそも保険調剤等の一部負担金の受領に際してポイントを付与し、そのポイントを利用する際は、一部負担金の減額を目的としてポイントを利用するのではなく、保険調剤以外の商品の購入の際に用いられるものであり一部負担金の減額に当たらない。 ・ 自分で支払っている金額にポイントが付くのは当たり前ではないか。
等の同趣旨意見 <u>1 5 5 7</u> 件

○ポイント付与は生活者・消費者のメリットであり、それを禁止するべきではない

意見の内容
・ 調剤ポイントは、生活者が受けるメリットであって、法令によって、その権利を奪うことはできない。 ・ 利用者にとってメリットがある。お年寄りなどの低所得の方の救済の役に立つ。 ・ 国民が自分達にとってメリットのあるところで薬を受け取ることはごく自然であり、ドラッグストアなどに患者が分散されることは、待ち時間の面でもメリットがある。 ・ 生活者のためポイント付与継続が望ましい。企業は地域密着医療を推進し、患者がいつでもどこでも処方せんを受け取れる体制を提供することで、患者の負担を減らすことが望ましい。 ・ 調剤ポイントは、消費者側のメリットであり、保険調剤以外の商品を購入する時に使用するので、廃止にする意味がない。
等の同趣旨意見 <u>1374</u> 件

○ポイントは経済的に助かる・楽しみにしているので無くさないで欲しい

意見の内容
・ ポイント目当てで薬局に通っている方もいるので、引き続きポイント制は継続させるべき。 ・ 調剤ポイントが付くことで、少しでも経済的メリットがあり、家計が助かるので、ポイント付与は継続してほしい。 ・ 調剤ポイントの付与を禁止することは、患者の楽しみを奪うことになる。ただ薬をとりに来るのではなく、目に見えて貯まっていくポイントを楽しみにしている患者もいる。 ・ ポイントが貯まるのが楽しみで、調剤を購入している利用客もたくさんいる。禁止してしまうと、調剤の売り上げにも大きく響く。 ・ 消費者の立場から、調剤ポイントが使用できた方が嬉しい。 ・ ポイントを貯めて、商品券や商品を交換する事で少しでも生活は助かるし、楽しみでもある。 ・ 自己負担額にポイントが付くという楽しみで、通院の煩わしさが少しでも軽減するのではないか。 ・ 必死にポイントを貯めている利用客がたくさんいる。2倍の日にわざわざ来たり、ポイントカードを忘れてショックを受ける人もいる。従って、調剤にもポイントをつけてほしい。
等の同趣旨意見 <u>1073</u> 件

○ポイント付与は既に定着しており、急に辞めてしまえば混乱が生じる

意見の内容
・ ポイント制について、今現在、利用者からの不満やクレームがないにも関わらず、それを突然廃止にするという行為は誰の利益にもならない。 ・ 患者・利用客に浸透してきた調剤ポイントを中止することは混乱を招くことになる。患者・利用客に納得のいく説明が行えるように十分な説明と根拠を示してもらいたい。 ・ 現在ポイント付与をしておきながら、急に中止をした場合には利用客の混乱及び不満を招く。 ・ 急にポイント付与を辞めた場合に、患者の理解を得られるかが不安。各店舗でのクレームが多くなると予想される。 ・ 現在も中止報道に不安を抱く患者・利用客がいる。
等の同趣旨意見 <u>648</u> 件

○調剤ポイント付与は面分業・セルフメディケーションに資するので、継続をするべき

意見の内容
・ 調剤ポイント付与によるセルフメディケーションに対する意識を高め、より健康な生活を送ることができる。 ・ 調剤ポイント付与によって、門前薬局に通っていた患者が移ってきている。調剤ポイントによって面分業やセルフメディケーションが推進され、今後のあるべき方向に向かっている。 ・ ドラッグストア併設の調剤薬局でも、患者に対し地域密着型かかりつけ薬局のメリットを充分説明し、理解いただいている。その上でポイントを付けて患者にどちらの薬局を選ぶのか選択いただいている。ポイントはきっかけに過ぎず、ポイント継続により分業が促進される。 ・ 利用客は利便性を求めており、ポイント付与は門前薬局から脱却していくチャンスで、面分業を活性化する一つである。
等の同趣旨意見 <u>477</u> 件

○ポイント付与を省令で禁止することはおかしい。憲法違反である

意見の内容
・ 法律で可能となっている調剤ポイントをその下位の省令で禁止することは、憲法で保障されている営業の自由を脅かすものではないか。 ・ 省令によって消費者・利用者の権利は奪うことはできない。 ・ 顧客サービスのひとつとして、制限される適切な法的背景が見当たらない。法的な規制がないのであれば、通知や規則で縛るべきではない。
等の同趣旨意見 <u>431</u> 件

○ポイント付与の禁止は民間企業の営業努力を阻害する

意見の内容
・ 調剤ポイント付与に関しては、各々の企業や薬局の努力によって、行われるものであり、ポイント付与の禁止は行政による民業圧迫行為となる。 ・ 保険薬局のポイント付与については、企業努力によるものであり、禁止は消費者に対するサービス低下を招く。 ・ ポイント付与は、企業努力であり、利用客に対するサービスの一助である。継続することに問題・支障はない。
等の同趣旨意見 <u>382</u> 件

○政府は一度ポイント付与を認めたにも関わらず、ポイントを禁止することはおかしい

意見の内容
・ 調剤ポイント付与の問題があがった際に、その時点では、違法と言う判断がされなかったにも関わらず、ポイント付与を開始した企業がある今になって違法とするのはおかしい。 ・ 国会での質問に対する回答では、療養担当規則でも問題ないということではなかったか。厚生労働省がOKを出してから時間が経過しすぎている。場当たりの対応である。 ・ 調剤の自己負担金支払におけるポイント付与に関して、厚労省として「制約するものではない」とのコメントがあった。さらに国会質疑においても「規制する規定はない」とはっきり明言しており、国民に周知されている。これを中央社会保険医療協議会の意見でポイント付与禁止に切り替える趣旨が理解できない。
等の同趣旨意見 <u>230</u> 件

○その他の一部改正案への反対意見

意見の内容
・ 調剤ポイント廃止は困るので、やめて頂きたい。 ・ 調剤ポイントを継続して、どこでも、好きな調剤へ行ける環境を整えて欲しい。患者にも選ぶ権利がある。 ・ 調剤ポイント付与については、規制の対象となることは理解できない訳ではない。しかし、現場では、利用者のポイント付与に対する声は大きく、利用者の利便性や、店舗と利用者をつなぐ大きな助力になっている事は明白であり、現状では、一概に禁止することのマイナス面の方が大きい。 ・ ポイント制度そのものは、多方面で利用されているし、今後、もっと利用範囲を広げていくものと思われる。
等の意見 <u>4 0 4 8</u> 件